

午後五時五十七分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長(内田和雄君) 自席から御答弁申し上げます。

まず一点目の下水道国庫負担金でございますが、これはさきの予算でも申し上げましたように、昨年度入らないうようなことで翌年度に回すというようなことで、一たん補正予算で減額いたしまして、またその後、五十四年度において歳入になったというものでございます。それで、そのものは流域の処理場の基地分の負担金でございます。それが一点です。

それから使用料の減額ですが、これは一戸当たりの積算の相違があったという事で減額となっております。それが一点です。

それからあと受益者負担の納期前納付報将大金の問題でございますが、これは二十期に分けてあるわけですが、十九期分の二〇%を報将大金としてあるわけですが、これは福生のみでなく各市大体同額のような形でや

っているようでございます。

以上、二点について答弁をさせていただきます。

○十二番(松山清君) 一つだけ、下水道使用料の減額は、一戸当たりというのは基地の分の一戸当たりの見積もりじゃないんですか、どちらなんですか。主として大きく減額した理由。一般家庭分なのか、基地の分なのか、その辺、どちらかとつづいておいてください。

それからあと、防衛については今後こういうことがないように、ひとつお願いいたします。

○建設部長(内田和雄君) この減額分は、基地分で二千五百四十三万八千円、それから一般家庭分では四百五十万五千円、それから大口分におきまして百七十三万四千円で、合計で三千百六十七万七千円の減額となっております。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○八番(山崎敏三郎君) この際、動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第九十六号については、建設委員会

に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十六号

は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十八議案第九十七号昭和五十四年度福生市

受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(会計課長 佐藤喜一郎君登壇)

○会計課長(佐藤喜一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第九十七号昭和五十四年度福生市受託水道事業会計決算について御説明申

上げます。

決算書の最初のページをお開きいただきましたと思います。

まず歳入から御説明いたします。

歳入予算総額四億二千四百五十二万円に對しまして、収入済額は四億二千三百五十九万六千二百六十六円で、収入率は九七・四％でございます。

次に歳入の内容について御説明申し上げます。

一、受託水道事業収入、収入済額四億一千三百五十九万六千二百六十六円、これは全額都の受託収入でございます。一、都受託事業収入四億一千三百五十九万六千二百六十六円、このうち管理収入三億二千三百四十六万四千八百四十五円、建設工事収入九千三百二十四万九千四百二十一円、でございます。収入済額合計四億一千三百五十九万六千二百六十六円です。

以上で歳入の説明を終らせていただきます。

続いて歳出について御説明いたします。

歳出予算総額四億二千四百五十二万円に對しまして、支出済額は四億一千三百五十九万六千二百六十六円、執行率は九七・四％でございます。

次に歳出の内容について御説明申し上げます。

一、受託水道事業費、支出済額四億一千三百五十九万六千二百六十六円、一、水道管理費三億二千三百四十八万四千四百五十五円、主な支出は工事請負費七千四百八十一万四千九百六十六円、動力費三千八百八十一万二千二百七十二円及び職員に対する人件費でございます。同じく建設改良費九千三百二十四万九千四百二十一円、主な支出は工事請負費三千三百三十九万五千円、備品購入費二千四百三十八万五千五百四十円でございます。支出済額合計四億一千三百五十九万六千二百六十六円、歳入歳出差引残額はゼロでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 貫井喜代次君登壇）

○監査委員（貫井喜代次君） 御指名により、昭和五十四年度福生市受託

水道事業会計の決算審査について報告させていただきます。

すでに御案内のとおり、本市の水道事業は現在維持管理の時代に入っており、別段大きな問題は無いものと思われています。

したがって、新設工事は少なく、主として改良工事と公共下水道工事に関連する配水管の移設等の工事が多く見受けられます。また、公共下水道工事を初め、その他道路に埋設する工事に関連して、既設の水道の給配水管に与えた損傷、修理件数が二百余件にも及んでいる。地下埋設物のための不可抗力的なものも絶対には言えないが、事前の調査、打ち合わせを十分にし、さらに現場での作業をより慎重にすることによりかなり防げることを思うので、今後はより一層お互いに連絡を取りながら十分注意し、不意の断水等で市民に迷惑をかけないように万全の処置を講ぜられんことを切望して、簡単ではありますが、決算審査の補足意見といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案件に対する質疑を行います。

○七番(森田治男君) 監査委員の意見書にも前年ものはっきり指摘してございましたが、いゆる漏水——無収水量、ことの意見書にも二六・五%あるというふうな指摘がございます。

参考までにお聞きしておきたいんですが、水道管を埋設いたして、そして、その水道管は永久にこれは使用できるものではないというふうに、私は考えておりますけれども、耐用年数はどのくらいあるものか。

さらに、水道管に微量ではあるでしょうけれども、長い年月にあたって異物が、いわゆる人体に影響のなことを願っておりますけれども、影響のあるような微量な微生物といたすが、そのような水質の検査をどのようにされていくかということを伺いたいと思います。

以上、二件につきまして御質問申し上げます。

○建設部長(内田和雄君) 耐用年数でございますが、石綿管と鑄鉄管と、二種類ありますけれども、石綿管が二十年、鑄鉄管が五十年の耐用年数のようでございます。

それからあと、水道管の異物等のことですが、これは毎月検査をしていくようでございます。それで検査結果ではそういう物はなというふうなことでございます。

○七番(森田治男君) 耐用年数が石綿管で二十年、鑄鉄管で五十年というふうなことでございます。

先ほどの監査委員の指摘にもありますように、工事による破損以外にも自然による破損というふうなことも多分に考えられると思います。現在、ダムなどには、何ですか、探知器というものがあられるようです。水道などについても鋭意いろいろと研究をされて、非常に水はとうとうと思えます。そのような観点から、ひとつ鋭意努力を願いたいと思います。

次の水質のことでございますけれども、先ほど審議いたしました下水の方は事務報告書の三百八十一ページから三百八十七ページと、かなりにわたります。非常に詳しく記載されておるわけです。これは出る方で、おれわれの人体に入る方の入りの方の水道の方に、いま部長の答弁では毎月やって異状ないというふうなお話でございますけれども、やはり、口に入る方でございますので、出る

方以上にきめ細かくひとつ検査をされ、さらに資料を出していただきたいというふうに思っています。

どうして、こういう質問をしたかといえますと、私消防団をやらせていただいております、急に圧力を上げますと正直なところ赤い水が出るんです。そのようなことも体験しておりますので、やはり間違いはないと思えますけれども、管は線から汚れているんじゃないかというふうな懸念を持ちましたので、御質問申し上げました。

今後とも十分に注意されるように要望いたしておきます。終わります。

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十七号については、建設委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ声あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の

動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は、

建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十九議案第九十八号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指図によりまして、議案第九十八号市道

路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

この路線は能川武蔵野地区を流れる玉川上水から分水し、立川市砂川町へ通ずる殿ヶ谷分水を利用して自転車・歩行者専用道路にしようとするものであります。

この水路敷は、建設省所管の公共用財産でありまして、国から委任

された東京部知事が財産の管理及び処分の事務を行っているものでございませう。したがって、この水路敷を他の目的に使用するには東京部知事に許可を得なくてはなりません。幸いにも、水路組合の準備や関係者の協力のもとに、また東京部の指導により、本年九月、用途廃止の許可を得てあるものでございます。

この許可は、用途廃止後、速やかに路線認定を行って、工事完成後直ちに供用開始の告示をし、この道路敷地の無償譲与申請をするよう、東京部から指導されております。ついで、一日も早く路線認定の運用の御審議をいただきたく、本定例会に認定議案を御提案申し上げて次第でございます。

次に、この路線の市道第三〇三号線の内容でございますが、起点は市道九二号線に接する熊川一六六三一番地先に、それから終点を市道八三号線に接した同地所の一六二〇一五一番地先として、幅員五・三メートルから五・七メートル、総延長で四百八メートルの規模の道路でございます。雨水排水施設は、路面下へ四百ミリの管を埋設

して、歩行帯は三メートルの幅員でアスファルト舗装を施します。両サイドは自然林を残しながら、市の花であるつつじを植栽してまいりたいという予定をしております。

つきましては、市道として管理を行うべく、道路法第八条の規定に基づき認定をしようとするものでございます。

以上、雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○八番(山崎繁三郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十八号については、建設委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本会には建設委員会に付託された、今日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十一日から二十二日までの十二日間休会とするにとり御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって明十一日から二十二日までの十二日間を休会とすることに決定いたしました。

なお今回の本会議は、十二月二十三日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後六時十八分 散会

議長（小林三吉） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。
委員会の審査のため、明日（十一日）から二十日間休会とすうと
した御意見ありませうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（小林三吉） 御意見なしと認めます。よって、明日（十一日）から二十日
間休会と決定いたしました。
お諮りいたします。
議長（小林三吉） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。
委員会の審査のため、明日（十一日）から二十日間休会とすうと
した御意見ありませうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（小林三吉） 御意見なしと認めます。よって、明日（十一日）から二十日
間休会と決定いたしました。

⑦写

福総庶発第二千二百八十五号

昭和五十五年十二月九日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑧

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

追加議案の送付について

昭和五十五年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第百五号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例

二 議案第百六号 議会の議員の昭和五十五年十二月期期末手当の支給割合を定める条

例

三 議案第百七号 福生市の一般職員の昭和五十五年十二月期期末手当の支給割合を定

める条例

昭和 5 5 年 1 0 月 分

1 歳入歳出の状況

昭和 5 5 年度

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	10 256 679	544 784 380	4,494 589 772	438	220 396 511
		685 467 969	4,274 193 261	41.7	
国保会計	1 061 484	111 332 156	594 380 943	56.0	143 035 010
		80 086 678	451 345 933	42.5	
区画整理 会 計	91 452	185 188	45 472 110	49.7	21 252 038
		4 908 004	24 220 072	26.5	
下 水 道 事業会計	2 383 921	21 259 080	440 966 656	18.5	11 990 569
		74 750 385	428 976 087	18.0	
受託水道 事業会計	489 409	59 253 153	247 964 221	50.7	43 298 714
		19 352 286	204 665 507	41.8	
合 計	14 282 945	736 813 957	5,823 373 702	40.8	439 972 842
		864 565 322	5,383 400 860	37.7	

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	11 574 128	98 522 975	99 952 923	10 144 180

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
基 金	用 品 調 達	130 327	870 624	967 483
	土 地 開 発	192 856 451	0	192 856 451
	職員退職準備	2 284 998	0	2 284 998
	庁 舎 増 築	34 792 557	0	34 792 557
	都市施設整備	1,124 188 507	0	1,124 188 507
	中小企業振興 基金一時補填	1 659 000	20 000	1 679 000
	仮称第八小学校 建設	373 267 545	0	373 267 545
	福生市育英 国保高額療養費 基金	12 100 000	0	12 100 000
合 計	1 865 948	0	1 021 101	844 847
	1,743 145 333	890 624	1 988 584	1742 047 373

福監発第 2242 号

昭和55年12月9日

写

福生市議会議長 小林 菊三 殿

福生市監査委員 山下 久吉

同 貫井 喜代次

昭和55年10月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- | | |
|-------|--|
| 1 検査日 | 昭和55年11月28日(金) |
| 2 場所 | 監査委員事務局 |
| 3 対象 | 昭和55年10月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項 |
| 4 結果 | 10月中における現金の出納状況について、関
係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、
10月末日における収支の状況は、別紙のとおり
で計数上の誤りは認められなかった。 |

昭和五十四年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長及び
同副委員長の互選結果報告

昭和五十四年度福生市一般会計決算審査特別委員会
委員長及び同副委員長と互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一、昭和五十四年度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員長

小林

田

治

田

同副委員長

小野

久

昭和五十五年十二月十日

昭和五十四年度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員

山崎

繁三

郎

福生市議会議長

小林 菊三 殿